

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	35 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から5年3月まで

私は、20歳を過ぎたら国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することは知っていたが、大学生だったので私の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成2年9月頃に払い出されたと推認され、申立期間は、保険料を納付できる期間である。

また、その母は、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付について、A市B所で加入手続を行い、同所で保険料を納付したと証言しているところ、A市は、同所の窓口で国民年金の加入手続及び保険料納付は可能だったとしている上、その母と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の父及び弟について、父は申立期間は納付済みであり、弟は20歳から納付済みである。

さらに、申立人は、20歳の大学生の頃に任意加入し、申立期間以外は納付済みで、厚生年金保険から国民年金保険への切替手続や住所の移動などを適切に行っていることから、国民年金制度についての意識は高かったものと認められる上、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者資格得喪年月日が適切に記載されていることなどから、申立期間の国民年金保険料を納付しなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、3 年 4 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月から同年 9 月まで
③ 平成 3 年 11 月から 4 年 3 月まで

申立期間①、②及び③について、私は、昭和 55 年 7 月にそれまで勤務していた会社を退職後は、国民年金保険料と国民健康保険料をいつも一緒に納付していた。平成 7 年 7 月に私が経営し勤務していた会社が厚生年金保険に加入するまでは全ての国民年金保険料を納付している。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和 55 年 7 月に会社を退職後は、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 10 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①、②及び③は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付したとしているところ、A 市は、申立人は昭和 55 年 8 月から平成 7 年 6 月まで国民健康保険に加入し、加入中の滞納は無いとしており、申立人の申述に不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が 12 か月、6 か月及び 5 か月と短期間である国民年

金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年2月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、私の父が納付してくれたはずであり、二人の兄の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、その父が納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年7月から同年12月にかけて払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料は全て納付済みである上、その両親及びその二人の兄は、申立期間に係る期間について未納は無く、その二人の兄は、いずれも20歳に達した月まで遡って過年度納付したと推認される上、申立人が、12か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

私は、平成5年4月に会社を辞めたので、A市役所で国民年金の免除申請を行った。6年2月頃にB市でCのD契約をしたが、このときに国民年金に加入するよう説明があったので、B市役所で5年5月から6年3月までの国民年金保険料を夫婦で一緒に納付したはずである。申立期間が申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月頃にB市でCのD契約をした際に、同契約の説明時に国民年金に加入するよう説明があったので、B市役所で申立期間の国民年金保険料を夫婦二人で一緒に納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から5年2月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の保険料を納付することは可能である上、申立人の妻も同期間は納付済みとなっており、申立人が11か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人が厚生年金保険から国民年金の切替手続を行った時の平成5年2月の保険料については、納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は会社退職後の昭和42年8月頃、父親から、「自分の将来のために国民年金に入っていた方がよい。」と勧められたので国民年金に加入した。43年12月に結婚した後もA区役所B所（現在は、A区立Bセンター）で任意加入の手続きを行い、郵便局や銀行等で保険料を納付しており、48年1月から同年3月までの保険料の領収証書がある。オンライン記録では、二度にわたり任意加入をやめたことになっているが、私はやめた記憶は無い。申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和42年8月頃、その父から、「自分の将来のために国民年金に入っていた方がよい。」と勧められて国民年金に加入し、43年12月に結婚した後もA区役所B所で任意で加入し、郵便局や銀行等で国民年金保険料を納付していたとしているところ、46年2月10日発行の記載がある申立人の年金手帳には、申立人が、43年12月1日に任意加入被保険者資格を取得した記載はあるが、被保険者資格を喪失した記載は無いことから、申立期間①は、国民年金の任意加入被保険者期間であったと考えられる。

また、申立人は昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、国民年金被保険者名簿（旧台帳）の記録では、申立期間①及び②は任意加入の未納期間となっているが、オンライン記録では申立人が任意加入被保険者資格を喪失したことになっており、行政側の事務処理手続が適正に行われていないことがうかがわれる。

加えて、申立人は、国民年金被保険者期間に未納は無く、種別変更手続も適切に行っており、国民年金に任意で加入するなど保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 44 年*月に 20 歳になった当時、私は大学生だったが、父から「国民年金に加入して保険料を納付しておくから。」と言われたことを覚えているので、申立期間①については父が加入手続をして保険料を納付してくれたはずである。

また、大学院を卒業した昭和 49 年 4 月からは自分自身で保険料を納付するようになり、A 区役所から送られてきた納付書で欠かさずに保険料を納め続けていた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は昭和 49 年 4 月から国民年金保険料を自分自身で納付するようになったとしているところ、同年同月以降は申立期間②以外に未納期間は無いことから、申立人は国民年金保険料の納付意識が高かったと思われ、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 44 年*月に 20 歳になったときに父が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 50 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その払出時点からすると、申立期間①のうち 44 年 2 月から 47 年 12 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、48 年 1 月から 49 年 3 月までは納付可能な期間であるが、申立人は国民年金保険料を遡ってまとめて納付したことは覚えていないとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月及び同年2月
② 昭和43年9月から45年3月まで
③ 昭和50年4月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続は父が行ってくれた。私は国民年金保険料を納付しなければいけないと思い、きちんと納付してきたので未納期間は無いはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者記録簿及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその元夫は共に昭和46年9月にA市からB市に転居し、その後51年6月にB市からA市に転居したことが確認でき、B市の国民年金被保険者名簿によると、その元夫に係る「徴収記録欄」には申立期間③は「完納」と記載されていることから、その元夫の申立期間③の保険料は納付済みと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人とその元夫がいずれも申立期間③は未納となっているが、B市の国民年金被保険者名簿の申立人に係る「徴収記録欄」には上記の元夫の「徴収記録欄」がそのまま貼付されていることから、申立人についても申立期間③は「完納」と推認され、行政側の記録管理に齟齬が認められる。

さらに、申立期間③前後の期間は納付済みであり、申立人が12か月と短期間である申立期間③の保険料を納付できなかった特段の事情は見

当たらない。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は国民年金保険料をきちんと納付してきたので未納期間は無いはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 45 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②のうち 43 年 9 月から 44 年 12 月までは遡って納付する期間となるが、申立人の保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は平成 13 年 2 月 9 日付けで被保険者資格の記録が追加されていることから、それまでは、申立期間①及び②は制度上保険料を納付することができない国民年金の未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年7月から同年10月までは26万円、同年11月は24万円、同年12月から13年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から13年4月1日まで

ねんきん定期便で標準報酬月額の記録を確認したところ、A株式会社に勤務した期間のうち、平成11年7月から12年3月までは26万円であり、12年4月から13年3月までは35万円であったはずなのに、全て9万8,000円となっているのはおかしいので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が保管していた申立人の申立期間に係る給与支給明細書控から、申立期間のうち平成11年7月から同年9月までの期間及び同年12月から12年2月までの期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（25万1,527円から26万9,766円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料控除額（2万2,555円）を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、前記明細書控から、申立期間のうち平成 11 年 10 月及び 12 年 3 月から 13 年 3 月までの期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬月額（30 万 6,262 円から 43 万 1,826 円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（30 万円から 44 万円）より低い標準報酬月額（26 万円）に見合う厚生年金保険料控除額（2 万 2,555 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該明細書控から、申立期間のうち平成 11 年 11 月については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬月額（24 万 7,042 円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（24 万円）より高い標準報酬月額（26 万円）に見合う厚生年金保険料控除額（2 万 2,555 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、オンラインの記録では、平成 11 年 7 月 1 日の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、申立人の標準報酬月額が 26 万円から 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる上、このことに関して A 株式会社の元事業主は、「厚生年金保険料の滞納が続いたので、会社の保険料負担を軽くするため課長以上には保険料を下げると話したが、それ以降も従前の厚生年金保険料を控除していた。社会保険事務所（当時）に実際の給料より低い報酬月額を届け、厚生年金保険料は低い報酬月額分で納付した。」と供述している。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支給明細書控から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成 11 年 7 月から同年 10 月までは 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月から 13 年 3 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額で届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち平成 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間の標準報酬月額は 35 万円であったと主張している。

しかしながら、前述の明細書控により当該期間の報酬月額は、申立人の主張に近い金額となっているが、厚生年金保険料控除額は当該随時改定前の標準報酬月額（26 万円）に相当する保険料額となっていることが確認

できる。

また、当該随時改定により、標準報酬月額が 32 万円から 9 万 8,000 円に減額されている元同僚から提出された平成 9 年分、10 年分、11 年分及び 12 年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料控除の額から当該随時改定後の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に相当する保険料ではなく、当該随時改定前の標準報酬月額（32 万円）に相当する保険料が控除されていることが確認できる上、ほかの元同僚は、「当該随時改定前と後では保険料控除額に変動は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、23万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月31日

株式会社A及び株式会社Bに勤務していたときに支給された賞与が、日本年金機構の記録から漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した賞与明細書及び株式会社Aから提出された賞与支給明細書により、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書等において確認できる保険料控除額又は賞与額から、24万

4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、株式会社Aが社会保険事務を委託している会社の届出漏れにより、賞与に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人が提出した賞与明細書及び株式会社Bから提出された賞与支給明細書により、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立期間③に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書等において確認できる保険料控除額又は賞与額から、23万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、株式会社Bが社会保険事務を委託している会社の届出漏れにより、賞与に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所に行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年7月31日から9年4月1日までの期間について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成8年7月から同年9月までは28万円、同年10月から9年3月までは30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から10年4月1日まで

A株式会社B所に勤務していたのは、平成6年12月20日頃から10年3月31日までだったと思う。仕事の内容は、Cの回収をしていた。正社員として固定給で働いており、毎月、厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料等を給与から差し引かれていたが、同社での厚生年金保険の記録は、8年7月31日までとなっている。申立期間について、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、同社において平成7年3月1日に被保険者資格を取得し、10年4月25日に離職するまで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A株式会社は平成9年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年3月31日付けで、申立人の8年10月1日定時決定による標準報酬月額30万円が取り消され、9年4月1日付けで、申立人が8年7月31日に遡及して被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の健康保険証の回収日は、平成9年4月1日であることが確認でき、申立人と同様に同日付けで、遡っ

て8年7月31日に被保険者資格を喪失している同僚が20名確認できる上、当該同僚の1名が提出した、申立期間に係る被保険者資格喪失確認通知書によると、A株式会社は、当該同僚ほか4名が8年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の遡及した届出を提出しており、備考欄には同年同月30日退職の記載があり、届書に押されている確認印により9年3月31日に社会保険事務所（当時）に受理されていることが確認できる。

加えて、法人登記簿謄本によると、事業所が適用事業所でなくなった平成9年2月26日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、複数の同僚が、同日以後も当該事業所に継続勤務していた旨を供述しており、事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

なお、A株式会社の法人登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失の処理を行った9年4月1日であると認められる。

また、申立人の平成8年7月31日から9年4月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、8年7月から同年9月までは28万円、同年10月から9年3月までは30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成9年4月1日から10年4月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録により事業所での勤務は確認できるものの、複数の同僚が、「事業主から、社会保険から脱退するので、国民健康保険及び国民年金に加入するように言われた。」旨を供述しており、オンライン記録によると申立人の健康保険証が9年4月1日に返納されていることが確認できる上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を全て納付しており、かつ、9年4月分の国民年金保険料を同年5月12日に納付していることが確認できる。

なお、申立人と同じく平成8年7月31日に遡及して資格を喪失している同僚で、申立期間に係る国民年金保険料の納付が一番早い同僚は、9年4月28日に市区町村での現年度納付を行っていることが確認できることから、事業主からの社会保険脱退等の説明があったのは、社会保険事務所が事業主から遡及した喪失の届出を受理した9年3月31日の直後から4月上旬までの期間であると推認できる。

また、申立期間の給与明細書等の資料が無く、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月21日から58年7月11日まで
② 昭和58年7月11日から平成5年10月31日まで
③ 平成5年10月31日から20年11月17日まで

申立期間①及び③は株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。また、申立期間②について、同社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人が申立期間②当時勤務していた株式会社Aは、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は同日以降の同年11月24日に、4年10月1日の定時決定、5年4月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定を取り消した上で、申立期間②のうち4年8月から5年2月までの期間の標準報酬月額が53万円から28万円に、同年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額が53万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、株式会社Aの複数の元役員は、申立人と同日の平成5年11月24日に、標準報酬月額が遡及訂正されている

ことが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、申立人は株式会社Aの役員であったことが確認できるものの、同社の複数の元役員は、「申立人は、営業の仕事をしており、社会保険の業務には関与していなかったと思う。」と回答していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている平成4年8月1日から5年10月31日までの期間の標準報酬月額は、事業主が当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、昭和58年7月から平成4年7月までの期間について、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、当該期間に係る標準報酬月額が遡及訂正された形跡は確認できない。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、昭和58年7月から平成4年7月までの期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、株式会社Aの商業登記簿の役員欄及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間の一部について、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、株式会社Aは、昭和58年7月11日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、元事業主は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、申立人の勤務期間及び保険料控除について供述を得られない上、同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①の一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事

実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、株式会社Aの商業登記簿の役員欄から、申立人が当該期間の一部について、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、株式会社Aは、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が住んでいるB市からの回答文書によれば、申立人は申立期間③について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、元事業主は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、申立人の勤務期間及び保険料控除について供述を得られない上、同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③の一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月1日から同年7月1日まで

平成19年4月1日に株式会社Aに入社し、現在勤務中であるが、年金記録は同年7月1日に厚生年金保険に加入となっている。申立期間に保険料を控除されていたと思うので、申立期間に厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言、事業主提出の「平成19年分退職所得・給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに同年4月から継続して勤務していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成19年6月1日から同年7月1日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿記載の同年6月分から、申立人は株式会社Aから給与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報

酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の所得税源泉徴収簿の総支給額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出を怠ったとしていることから、事業主が平成19年7月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年4月1日から同年6月1日までの期間について、前述の雇用保険の記録等により、勤務実態は認められるものの、前述の所得税源泉徴収簿の同年4月分及び同年5月分総支給金額から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、事業主は厚生年金保険料等の社会保険料は納付していないと供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社 A における資格取得日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

平成 19 年 4 月 1 日に株式会社 A に入社し、現在勤務中であるが、年金記録は同年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入となっている。申立期間に保険料を控除されていたと思うので、申立期間に厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言、事業主提出の「平成 19 年分退職所得・給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社 A に同年 4 月から継続して勤務していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿の同年 6 月分から、申立人は株式会社 A から給与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報

酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の所得税源泉徴収簿の総支給金額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出を怠ったとしていることから、事業主が平成19年7月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年4月1日から同年6月1日までの期間について、前述の雇用保険の記録等により、勤務実態は認められるものの、前述の同所得税源泉徴収簿の同年4月分及び同年5月分総支給金額から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、事業主は厚生年金保険料等の社会保険料は納付していないと供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を平成6年2月から同年10月までを53万円、同年11月から8年9月までを59万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月1日から8年10月1日まで
② 平成8年10月1日から11年6月1日まで

有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成6年2月1日から同年10月までの標準報酬月額53万円、及び6年11月から11年5月までの標準報酬月額59万円が、20万円に引き下げられているのはおかしい。ねんきん定期便で遡及減額を初めて知った。当時は営業担当の一般社員であり、遡及訂正を知らされておらず、関与もしていないので、遡及訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円と記録されていたところ、同年2月29日付けで6年10月及び7年10月の定時決定の記録が取り消され、6年2月に遡及して20万円に減額訂正されているこ

とが確認できる。

また、有限会社Aにおいては、ほかに事業主（長男）及び取締役（三男）の二人の標準報酬月額記録が、申立人（次男）と同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は事業主の弟ではあるが、有限会社Aに係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役でないことが確認できる上、事業主及び複数の従業員は、「申立人は営業担当で勤務しており、社会保険の届出事務に携わっていなかった。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理には関与していなかったと判断できる。

また、有限会社Aの事業主は、「標準報酬月額が2回遡及訂正された。」としているところ、オンライン記録では、申立人の記録が平成8年2月29日付け及び12年5月31日付けで遡及訂正されていることが確認できる上、「当時は資金繰りが苦しく社会保険料の滞納があった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月29日付けで行われた標準報酬月額の当該遡及訂正処理は事実と異なるものとは考え難く、有効な記録訂正があったと認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている6年2月から8年9月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると申立人の標準報酬月額は平成8年10月、9年10月及び10年10月の定時決定の記録がいずれも20万円とされていることが確認できるが、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

しかしながら、申立期間②のうち、平成10年12月1日から11年6月1日までの期間については、申立人が提出した平成11年度所得税源泉徴収簿において、給与は95万円で社会保険料控除額は9万4,507円とされていることから、これに見合う標準報酬月額は59万円（最高等級）であることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成8年10月1日から10年12月1日までの期間について、事業主は、「社会保険事務所の指導に基づき、平成8年2月29日付けの遡及訂正に続き、平成8年10月、9年10月及び10年10月の算定基礎届をやむなく20万円で提出した。しかし、申立人にはそれ以前と同じ額の給与95万円を毎月支給し続けており、それに見合う社会保険料を控除し続けた。自分（長男）及び取締役（三男）

も同様に従前の給与を支給し、従前の保険料を控除し続けた。」と供述している。

さらに、有限会社Aの給与計算等を受託していた会計事務所の当時の実務担当者は、「平成8年10月1日から11年6月1日までの期間も、申立人の給与は月額95万円で、社会保険料控除額もこれに見合う額で給与計算していた。事業主（長男）及び取締役（三男）も同様に計算していた。給与台帳の各人明細と銀行引出額が一致して差が無かったことから間違いないと思う。」と回答している。

加えて、当該会計事務所は、「平成10年以前の所得税源泉徴収簿は無いものの、総勘定元帳の記録から、有限会社Aの平成8年10月1日から10年12月1日までの期間の社会保険料控除額が、申立期間②の前後とおおむね同じ額であることから、当該期間の社会保険料控除額も、平成11年度の所得税源泉徴収簿の記録と同じと思う。」と回答しており、当該会計事務所が提出した当該総勘定元帳の記録によれば、有限会社Aの毎月の社会保険料控除額は申立期間②及びその後もおおむね一定であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、平成11年度所得税源泉徴収簿で確認できた額（毎月95万円）と同額の給与が支給され、これに見合う厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、標準報酬月額を59万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額と有限会社Aから給与計算等を受託していた会計事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（控）の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は13万1,000円、申立期間②は35万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

A所から支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより厚生年金保険法第75条（保険給付の時効の規定）に該当し、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、当該賃金台帳の保険料控除額から、申立期間①は13万1,000円、申立期間②は35万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が

申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年10月1日まで
私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成8年11月から9年9月までの標準報酬月額が14万2,000円とされている。
当時の給料は32万円ぐらいあった。調査の上、この期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、平成9年10月7日付けで8年11月まで遡り、14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立期間に健康保険厚生年金保険被保険者である者が20人確認できるが、そのうち、申立人を含む19人について平成9年10月7日付けで8年11月まで遡り、標準報酬月額が10等級以上引き下げられていることが確認できる。

さらに、事業主は「当時、経営が不調で社会保険料の滞納があり、社会保険事務所で調整してもらった。」と述べているとともに、複数の同僚は、事業主から「当時、社会保険料が払えなくなったので国民年金に切り替える。」と言われたと供述していることから、平成9年10月当時、株式会社Aでは厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年10月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について、8年11月まで遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは

認められず、申立人の8年11月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 37 年 1 月 9 日まで
年金事務所の記録では、昭和 37 年 6 月 21 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A 株式会社を辞めるとき脱退手当金をもらったことも脱退手当金制度についての説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間については同一事業所であるにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、その被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求期間となっている被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険手帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然であり、B 年金事務所においても当該脱退手当金は明らかに誤りであり、不適切な事務処理であったことを認めている。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿等の氏名は、旧姓のままであることが確認できることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 37 年 1 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から45年12月16日まで

日本年金機構の記録によれば、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したとのことであるが、受け取った記憶は無い。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の一人（昭和46年2月26日資格喪失）は、「事業所から脱退手当金の説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続をした。」と回答していることから、当該事業所において代理請求がなされていたものとは言い難い。

また、脱退手当金を請求する場合、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前に勤務した4事業所に係る期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が当該4事業所における被保険者期間の全部について失念するとは考え難い。

さらに、国民年金受付処理簿により、申立人は昭和46年2月から同年3月頃に、国民年金加入受付を行っていることが確認できるとともに、脱退手当金の支給決定日（昭和46年4月23日）より前である昭和46年4月15日に、45年12月から46年3月までの国民年金保険料を納付していることが、申立人の所持する国民年金保険料領収書により確認できる上、オンライン記録からは、申立人が59年4月に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの間、国民年金保険料を完納していることが認められることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難

い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から37年1月10日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aと同社から分離独立した株式会社Bに継続して勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。この期間も業務内容は変わらず、保険料も継続して給与から控除されていた。当時の給与明細書を保管しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間に株式会社Aに勤務し、36年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和36年11月の標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料控除額から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aが現存していないため、当時の状況を確認することはできないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和36年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が同年11月30日と記録することは考え難いことから、申立人については、事業主が資格喪失日を同年11

月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年1月10日までの期間については、株式会社Bから提出された健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況表により、事業の開始日が同年12月1日であることが確認できるほか、申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間に同社に勤務し、36年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aから提出された「健康保険、厚生年金保険任意包括適用事業所の認可について」（昭和37年1月17日付仙社保業第33号）によると、同社が任意包括適用事業所として認可された日は、昭和37年1月10日であることから、同社は当該期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できるほか、健康保険厚生年金保険被保険者取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、申立人の資格取得日が36年12月1日から37年1月10日に訂正されていることが確認できる。

これらのことから、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えられる。

これらの理由及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当該期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年1月10日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和39年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月16日から同年5月16日まで
年金記録を確認したところ、AのB支店C団体から株式会社AのB支店に復帰した時期に当たる昭和39年4月16日から同年5月16日までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が無かったが、当該期間も同社に在籍し継続して勤務していた。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が発行した在籍証明書及び事業主からの回答により、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和39年4月16日に同社B支店C団体から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる昭和39年5月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる関連資料が無いと認められ、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断をせざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB支店における資格喪失日は平成7年4月25日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年4月の中頃まで
株式会社AのB支店に平成7年4月の中頃まで勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、厚生年金保険の資格喪失日が6年12月31日になっている。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間に株式会社AのB支店に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社AのB支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月31日）後の7年4月25日付けで、6年12月31日に遡って、被保険者資格の喪失日の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人と同様に株式会社AのB支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月31日）が資格喪失日となっている5名のうち4名は、申立人と同様、7年4月25日付けで、被保険者資格喪失日の処理が行われている上、各々の資格取得日に遡って、標準報酬月額が訂正されていることも確認でき、そのうち2名は、申立人と同様に同年4月頃まで当該事業所に勤務していたと供述している。

一方、前述のとおり、株式会社AのB支店は、平成6年12月31日に厚生

年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、前述の同僚の喪失処理状況等から、申立期間において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である平成7年4月25日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月5日から38年2月1日まで

私は昭和36年5月、A株式会社に入社し、1か月程度の研修を経て、B株式会社C工場に出向し、現在の派遣社員のような雇用形態で勤務していた。当時、給与はA株式会社から支払われており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月頃から45年頃まで、A株式会社及びD株式会社の指示により、B株式会社C工場に出向し、同工場で継続的に勤務していたにもかかわらず、A株式会社において、昭和36年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月5日に資格を喪失後、38年2月1日に同社の関連会社であるD株式会社において再度資格を取得するまでの申立期間の被保険者記録が無い、と主張している。

しかしながら、申立期間、申立人に給与を毎月配達していたとするA株式会社の事務担当者及び申立人と一緒にA株式会社の出向社員としてB株式会社C工場において勤務したとする同僚など複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間にA株式会社にて在籍しながら、B株式会社C工場において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社の社員で、申立人と一緒にB株式会社C工場に出向し

たとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録が継続している上、複数の同僚が、「A株式会社の社員は、他社に出向していた社員も含め、厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

さらに、複数の同僚が、「E区のア株式会社がF区に移転してD株式会社となった。両社は事実上、同じ事業所であった。」と供述している上、事業所別被保険者名簿によれば、両社の事業主は同じ人物であることから、両社は関連会社であったと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所では無くなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、確認することができないが、申立期間に事業主が提出すべき2回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、これに基づく定時決定や事業主が行う申立てどおりの被保険者資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主は昭和36年6月5日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から38年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C店における資格取得日に係る記録を昭和50年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月16日から同年6月16日まで

昭和44年4月1日に株式会社D（現在は、株式会社B）E本店で資格を取得し、平成7年9月16日に資格を喪失するまでFグループで継続して勤務していた。昭和50年5月16日に同事業所から株式会社AのC店に転勤になったが、同社での取得日が1か月遅れて50年6月16日となっている。正しい取得日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主並びに複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に株式会社AのC店に継続して勤務し（昭和50年5月16日に株式会社DのE本店から株式会社AのC店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年6月から6年10月までは53万円、6年11月から7年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年5月1日まで
A株式会社に勤務していた期間のうち、平成5年6月から退職する7年4月までの標準報酬月額が支給された給与より低く記録されている。
正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間におけるA株式会社の申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円（平成6年11月からは厚生年金保険法改正により59万円）と記録されていたところ、平成7年3月16日付けで、5年6月1日から6年11月1日までは8万円に、同年11月1日から7年5月1日までは9万2,000円に遡っていずれも最低等級に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が事業主についても確認できる。

また、申立人のA株式会社における雇用保険の記録によると、平成7年4月30日の離職時賃金日額は2万4,166円（2万4,166円×30日＝72万4,980円）であり、訂正前の標準報酬月額（53万円）を超えていることが確認できる。

さらに、事業主は「売上減少で資金繰りに苦勞しており社会保険料の滞納があった。B社会保険事務所（当時）と話合いの結果、事業主と申立人の標準報酬月額を引き下げた。」と回答している。

加えて、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の役員であったことが確認できるが、事業主は「申立人は、製造部門担当の取締役であつ

た。経理及び総務担当は別の役員であった。」と供述している上、複数の同僚も事業主と同様の供述をしていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年6月から6年10月までは53万円、6年11月から7年4月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日は昭和32年5月1日、資格喪失日は33年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から33年1月1日まで

昭和31年4月にA株式会社C所に入社し、販売部門が独立したD株式会社に33年1月1日に異動し、継続して勤務しているのに、申立期間の32年5月1日から33年1月1日までの厚生年金保険が未加入になっている。この期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社C所に勤務していたと認められる。

また、A株式会社C所の事業所別被保険者名簿には、昭和32年5月1日に被保険者資格を取得している申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日の被保険者記録が確認できる上、A株式会社C所の同僚は、「申立期間当時申立人と同姓同名の者は申立人以外にはいなかった。」と証言していること、及び申立人はD株式会社において33年1月1日に資格取得の記録があることから、当該被保険者記録は申立人の記録であると判断できる。

一方、申立人の資格喪失日について、前述のA株式会社C所の事業所別被保険者名簿の申立人と同姓同名の被保険者記録には記載が見当たらないものの、同記録に昭和32年10月に標準報酬月額の定時決定の記録が確認できる上、前述の複数の同僚の供述により、申立期間に係る勤務実態が認

められることから、申立人の資格喪失日は 33 年 1 月 1 日であると推認できる。

また、申立人同様、昭和 32 年 10 月に標準報酬月額の時決定の記録がある者 60 人（健保証番号 1 から 60 まで欠番無し）について見ると、喪失年月日欄に記載が無いのは申立人のみであることからすると、社会保険事務所（当時）の申立人の資格喪失日に係る記録管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 32 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、33 年 1 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 C 所に係る事業所別被保険者名簿の昭和 32 年 5 月の資格取得時決定及び同年 10 月の時決定の記録から 12,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和48年2月は5万6,000円、同年3月から同年7月までは5万2,000円、同年8月は5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月26日から同年10月13日まで
昭和48年1月26日から同年10月12日まで、株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、この間における給料支払明細書で確認できる給与額と厚生年金保険の被保険者記録は相違しているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する株式会社Aの昭和48年2月及び同年4月から同年8月までの給料支払明細書で確認できる報酬額及び厚生年金保険料額から、48年2月は5万6,000円、同年3月から同年7月までは5万2,000円、同年8月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は人事関係書類が保管されていないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明としているが、厚生年金基金及び健康保険組合の当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、厚生年金基金等と社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は上記給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月及び同年 9 月については、申立人は給与明細書を保管していない上、株式会社 A も申立期間当時の給与支払台帳等が保存されていないため、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について不明としていることから、当該期間に係る報酬月額や保険料控除額について、確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、平成5年4月から同年7月までは20万円、同年8月から6年2月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年3月8日まで
平成4年10月21日から6年3月7日まで、有限会社Aに勤務したが、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の給料支給額と異なり引き下げられた記録となっているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年7月までは20万円、同年8月から6年2月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年3月8日より後の同年3月9日付けで、申立人及び事業主の二人の標準報酬月額が遡って減額訂正されており、申立人の場合は、5年4月から同年7月までの標準報酬月額は20万円から15万円、同年8月から6年2月までの標準報酬月額は26万円から8万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、「平成5、6年頃、手形の事故で約3,000万円の負債が発生し資金繰りが苦しくなったので、顧問の税理士に依頼し厚生年金保険については全喪した。」と供述している。

さらに、元同僚が「申立人は取締役であったが、業務は営業担当であり、事業所の経理及び社会保険事務は事業主と税理士が行っていたので、申立人は社会保険事務に全く関与できなかった。」と供述していることから、

申立人は社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年4月から同年7月までは20万円、同年8月から6年2月までは26万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月及び同年8月

昭和39年7月から40年1月まで、A株式会社C工場に継続して勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間の給与明細票を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和39年7月及び同年8月の期間に係るA株式会社の給与明細票は、記載内容から、同社で発行されたものと認められるとともに、同票の労働日数に関する記載内容及び同社発行の昭和39年分源泉徴収票から判断すると、申立人が同年7月21日から同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間当時にA株式会社C工場勤務していた元同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、全員がA株式会社において被保険者となることが確認できる上、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となる昭和39年9月1日より前の期間は、A株式会社で適用されていたことが認められることから判断すると、申立期間において、申立人も同社で適用を受けていたと認められることから、同社における資格取得日は同年7月21日、資格喪失日は同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細票で確認できる厚生年金保険料額から、昭和 39 年 7 月及び同年 8 月は 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の標準報酬月額については、申立期間①は5万6,000円、申立期間②は6万円、申立期間③は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間④について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和46年3月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間④のうち昭和45年10月31日から同年12月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和44年4月1日から同年6月1日まで
③ 昭和45年4月1日から同年10月31日まで
④ 昭和45年10月31日から46年3月21日まで

株式会社Aに勤務していた昭和43年4月及び同年5月、44年4月及び同年5月、45年4月から同年9月までの厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と比較して高

額となっているので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、昭和45年10月31日以降も同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間①から③までの標準報酬月額については、申立期間①は5万6,000円、申立期間②は6万円、申立期間③は8万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明との回答をしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④については、雇用保険の記録により、申立人が、昭和46年3月20日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理は、昭和46年4月27日付けで株式会社Aが適用事業所ではなくなった日（昭和45年10月31日）と同日まで遡って行われていることが確認できる。

また、株式会社Aにおいては、申立人と同様に20名が昭和46年4月27日付けで、適用事業所ではなくなった日まで遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる上、そのうち3名は、当初、46年2月21日に資格を喪失した記録を二重線により訂正し、同年10月31日まで遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、昭和 45 年 10 月から同年 12 月までの給与明細書により、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 45 年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は雇用保険の離職日の翌日の 46 年 3 月 21 日であると認められる。

なお、標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 8 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間④のうち昭和 45 年 10 月 31 日から同年 12 月 1 日までについては、給与明細書により、上記訂正後の標準報酬月額より高い額に見合う厚生年金保険料額（標準報酬月額 8 万 6,000 円相当）が控除され、8 万 6,000 円の標準報酬月額に見合う報酬月額が支払われていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 8 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、平成12年10月から13年12月までを17万円、14年1月から同年8月までを20万円、同年9月を19万円、同年10月から16年9月までを20万円、同年10月から17年9月までを22万円、同年10月から19年9月までを24万円、同年10月から20年8月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間のうち、平成15年8月14日、同年12月29日、16年7月30日、同年12月29日及び17年7月29日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年8月14日を4,000円、同年12月29日を6万円、16年7月30日及び同年12月29日を3万円、17年7月29日を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から20年9月1日まで

申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、平成15年8月14日、同年12月29日、16年7月30日、同年12月29日及び17年7月29日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人から提出された給与明細書及び申立事業所から提出された給与データにおいて確認できる総支給額又は保険料控除額から、平成12年10月、同年11月及び13年8月は17万円、14年1月から同年8月までは20万円、同年9月は総支給額に基づくため19万円、同年10月から16年9月までは20万円、同年10月から17年9月までは22万円、同年10月から19年9月までは24万円、同年10月から20年8月までは28万円とすることが妥当である。

また、平成12年12月から13年7月及び同年9月から同年12月までの期間については、給与明細書及び給与データの提出は無いが、前後の月の給与明細書及び給与データにおいて推認できる保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入している厚生年金基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書等において控除されていたと認められる総支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成16年7月30日及び同年12月29日は3万円、17年7月29日は2万円とすることが妥当である。

また、平成15年8月14日及び同年12月29日支給に係る賞与明細書は無いが、申立人が提出した給与振込口座通帳の写しにより、申立事業

所から同年8月14日に4万5,264円、同年12月29日に4万8,748円の振込が行われていることが確認できるところ、複数の同僚が提出した当該期間に係る賞与明細書により、同年8月14日に5万円（厚生年金保険料控除額は250円、差引支給額は4万5,264円）及び同年12月29日に6万円（厚生年金保険料控除額は4,074円、差引支給額は4万8,748円）の賞与が支給されていることが確認できる。

このことから、申立人についても、平成15年8月14日及び同年12月29日に賞与の支給及び保険料の控除が推認できることから、その保険料控除額に基づき、当該期間の標準賞与額については、同年8月14日は4,000円、同年12月29日は6万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで

年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務した期間のうち申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受けていた給料より低い額に遡って訂正されていることが分かった。同社の経営状況が悪化し、給与の遅配等があったことは知っていたが、自分の仕事はコンピューターのシステムエンジニアであり標準報酬月額が訂正されたことは知らなかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の A 株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初 44 万円と記録されていたところ、平成 4 年 12 月 3 日付けで 3 年 11 月 1 日に遡って 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、経理担当の元取締役は、「当時、会社は経営不振で、社会保険料の滞納があった。標準報酬月額の減額届は社会保険事務所職員の指導で当時の社長と自分とで行った。申立人は同社の役員でない上、社会保険関係及び経理には関わっていない。」と回答している。

また、経理事務担当であった同僚は、「当時、会社の経営は悪く社会保険料の滞納があり、絶えず滞納保険料の督促があった。標準報酬月額の減額訂正については、社長と経理担当役員から標準報酬月額を減額し

滞納保険料を軽減させる旨の説明があった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によれば、平成4年12月3日付けで申立人を含め23人の標準報酬月額が3年11月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年12月3日に行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額44万円を主張しているが、厚生年金基金及び健康保険組合における標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正された形跡は無い。

また、経理担当の取締役は、「標準報酬月額の減額後も従業員の給与は減額せず支給し、保険料も減額前と同様に控除していたと思うが、会社の破産整理後に関係資料は廃棄した。」と供述しているが、オンライン記録から、申立人と同様に標準報酬月額が減額処理されていることが確認できる同僚13人に照会したが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料の提供は得られなかった。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前記取締役は関係書類は保管していないとしていることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②において、A所B局に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同共済組合員の資格取得に係る記録を昭和48年4月1日に、資格喪失に係る記録を同年10月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万8,666円することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月26日から同年4月1日まで
② 昭和48年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間にA所B局に勤務していた期間の年金記録が無いことが判明した。同局には同じ高校卒業の二人と一緒に昭和48年3月の下旬に入局し、同年4月1日にD員の辞令を受けたが同年9月末日に、一緒に就職した一人と退職した。申立期間①は入局してからD員の発令を受けるまでの期間で、申立期間②は、D員になってから退職するまでの期間である。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出したA所B局発行の昭和48年4月1日付け辞令及び雇用保険被保険者記録により、申立人が同日にD員として同局に採用され、同年9月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、C組合は、「申立人の共済組合員としての記録は保管されていないが、A所において申立期間当時D員は共済組合員とされていたことから、申立人は、辞令の発令日から共済組合員であったと考えられ

る。」と回答している。

さらに、申立人と同時にA所B局に採用となった同僚は、「申立人とは、同じ学校から一緒に採用されたが、申立人は1年もたたずに辞めてしまった。D員の辞令と一緒に採用された二人と同時に受けた。自分はD員となった昭和48年4月1日からA所の共済組合員となった。」と回答しているところ、オンライン記録により、当該同僚はD員発令と同日に共済組合員の資格を取得した記録が確認できることから判断すると、申立人が、申立期間②においてC共済組合の組合員であったと認められる。

加えて、C共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のC共済組合員の資格取得に係る記録を昭和48年4月1日に、資格喪失に係る記録を同年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②における標準報酬月額については、申立人と同時期に準職員として採用された者の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、13万8,666円とすることが必要である。

2 申立期間①について、申立人は、雇用保険被保険者記録によりA所B局に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A所当時の人事関係等の業務を継承しているE機関F部長は、「申立人の人事履歴に係る資料は保管されていないため、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答している上、C共済組合は、「D員発令前の期間はG員であり、共済組合員とされず厚生年金保険の被保険者対象とされていたが、実際の取扱いは所属部署や臨時雇用員期間により区々であった。」と回答している。

また、同時に入局した同僚は、「入局した日時は覚えていないが、自分は48年4月1日からが年金記録と思っている。」と回答しているところ、また同僚にも申立人と同様の雇用保険被保険者記録が確認できるものの、オンライン記録及びA所B局における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同人と申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、A所B局に係る被保険者名簿において申立期間①に被保険者記録が確認できる同僚25人に照会し、13人から回答があったが申立人を記憶している者はいない。

このほか、当該期間において共済組合員として勤務していた事実及び

厚生年金保険被保険者としての保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①において、申立人が共済組合員として勤務していたこと及び厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、平成3年2月から4年6月までを47万円に、4年7月から6年6月までを53万円（上限額）に、9年11月から10年9月までを59万円（上限額）に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から6年7月30日まで
② 平成9年11月1日から10年10月1日まで

ねんきん特別便で記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間及び株式会社Bに勤務していた期間のうち平成9年11月1日から10年10月1日までの標準報酬月額が、当時の給与と比べて低い金額となっていたので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から4年6月までは47万円、同年7月から6年6月までは53万円（上限額）と記録されていたところ、5年4月7日付けで、3年2月から5年8月までを9万8,000円に、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年7月30日以降の同年8月8日付けで、5年9月から6年6月までを8万円に遡って訂正されているとともに、申立人と同様に多数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aが平成4年9月19日まで加入していたC基金の記録は、当初のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、法人商業登記簿謄本から役員ではなかったことが確認できる。

加えて、元事業主は、減額訂正の届出等については不明としながらも、「倒産（平成6年7月末）前から保険料の滞納があり、社会保険事務所から処理は任せてくれと言われたとの報告を経理担当者から受けていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日及び6年8月8日に行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から4年6月までを47万円に、4年7月から6年6月までを53万円（上限額）に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当初、平成9年11月から10年9月までは59万円（上限額）と記録されていたところ、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した10年10月1日以前の同年9月29日付けで、9年11月から10年9月までを28万円に遡って訂正されているとともに、申立人と同様に複数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、法人商業登記簿謄本から役員であったことが確認できるが、元事業主は、「申立人には、営業店の支店長をしてもらっていた。社会保険関係や経理関係はやっていなかった。」と供述している。

さらに、元事業主は、「減額訂正の届出等については分からないが、経営はかなり苦しかった。社会保険料の滞納はあった。」と供述している。

加えて、日本年金機構から提出された滞納処分票により、株式会社Bに社会保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年9月29日に行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年11月から10年9月までを59万円（上限額）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年6月から60年3月まで

申立期間について、私は、結婚する昭和60年3月までA市B区の実家で家事手伝いをしていたところ、父が経営していた会社の男性事務員が私の母に私の国民年金の加入を勧めてくれて、母が私の国民年金の加入手続きを行い、父の給与から私の国民年金保険料を引き落として納付していたと母から聞いていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、その父の給与から申立人の国民年金保険料を引き落として納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続きをしたとするその母は申立期間中は国民年金に加入しておらず、国民年金の納付履歴が無く、既に他界しており証言が得られず、申立人の国民年金保険料を給与から引き落として納付していたとするその父は、高齢のため証言が得られないことから、申立期間における国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年5月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及び遡って納付する期間となるが、申立期間は未加入期間であるため、制度上遡って納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 12 月まで
私は、母から、私の国民年金保険料が昭和 57 年 7 月から納付されていないことを A 市役所で教えてもらったときに、「今なら一括して納付できる」と言われ、弟の保険料と一緒に約 32 万円を納付したと聞いている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料は、その母から、その弟の保険料と一緒に約 32 万円を納付したと聞いているとしている。しかしながら、その母と一緒に納付したとするその弟の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 62 年 3 月から同年 4 月にかけて払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録では、昭和 62 年 4 月 8 日に、当該時点で納付することが可能な 60 年 1 月から同年 3 月までの保険料及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付した記録となっており、また、その弟は 60 年 1 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付した記録となるところ、申立人の当該期間に係る納付金額（10 万 3,860 円）とその弟の当該期間に係る納付金額（18 万 4,740 円）を合計すると 28 万 8,600 円となり、申立人の申述する金額と類似することから、申立人はこのことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4400 (事案 1260 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年3月まで

私は、昭和48年4月12日に任意加入被保険者の資格取得の手続を行った覚えは無く、申立期間の国民年金保険料については、A市(現在は、B市C区)D支所で納付しているため、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和48年4月頃に払い出されたと推認される上、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「昭和48年4月12日」と記載されており、申立人は任意加入被保険者として資格を取得していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上申立期間の保険料を納付することはできない期間であること、また、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、さらに、申立人の主張する納付金額と申立期間当時の保険料額とが相違することなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証拠及び証言は無いものの、昭和48年4月12日に任意加入被保険者の資格取得の手続を行った覚えは無いとして申し立てているが、今回、当委員会において調査したところ、A市の住民票には、同市(現在は、B市E区)F地への申立人の転入届出年月日は、申立人が初めて被保険者となった日と同日の「昭和48年4月12日」と記載されて

いることから、申立人が転入届出を行った際に、国民年金に任意加入する届出を行った可能性を否定できない。

また、当委員会において、改めて、「国民年金手帳記号番号払出簿」（紙台帳）の閲覧検査及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだとしているが、申立人の保険料納付についての記憶が明確でなく、保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は制度上保険料を納付することができない未加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理は、昭和 59 年以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 5 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 5 月まで
昭和 62 年夏頃から A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）に行き、何回か国民年金保険料の免除申請を行っている。その後、姉の住む D 市に転居したため、D 市役所でも免除申請を行っていた。申立期間の保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年夏頃から A 市役所に行き、何回か国民年金保険料の免除申請を行い、その後、その姉の住む D 市に転居したため、D 市役所でも免除申請を行っていたとしているが、免除手続及びその時期についての記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間の前後に合計 5 回の免除申請を行っていることになっており、免除申請の申請日とその承認日が適切に入力されていることが確認できる上、50 か月もの長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとは考え難く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から54年9月まで

私は、昭和52年から53年頃に勤務先から国民年金加入を勧められ、A区役所で手続をした。後日、保険料を一括納付する制度を知り、国民年金の被保険者資格を取得した時期に遡って保険料を一括で納めたはずだ。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年から53年頃にA区役所で国民年金加入手続を行い、後日、未納保険料を一括納付する制度を知り、国民年金被保険者資格を取得した時期まで遡って保険料を一括で納めたはずだと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年9月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間の大部分（50年6月から54年6月）は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付するには特例納付によることも考えられるが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和56年9月頃）以降、特例納付は実施されておらず特例納付により保険料を納付したとは考えられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から54年3月まで

私が、20歳になった昭和53年頃、父が国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。父は他界しているので詳しいことは分からないが、保険料も父が納付したと思う。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和53年頃、その父が国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料もその父が納付したと思うとしているが、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与していないため、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年8月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は、平成6年3月29日に資格得喪記録が追加された際に未納期間となったものであり、それまでは保険料を納付できない未加入期間であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年12月まで

私は、平成2年9月頃にA市役所で国民年金の加入手続をした。保険料も、自分で毎月定期的に市内の金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年9月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月定期的に市内の金融機関で納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年3月頃に払い出されたと推認されること、その時点では、申立人の住所はB区であったことが戸籍の附票により確認できることから、申立人はB区で加入手続をしたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（平成7年3月頃）からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることに加え、当委員会においてオンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は平成7年3月6日に資格得喪記録が追加された際に未納期間となったものであり、それまでは保険料を納付できない未加入期間であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 55 年 7 月まで

私の国民年金については、私が昭和 39 年*月に 20 歳になったとき、父が加入手続を行い、55 年 8 月に厚生年金保険に加入するまでは、父が保険料を納付していたはずである。当時、同居していた妹と妻の保険料が納付されているのに、私の分だけが納付されていないはずがない。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続と保険料納付を行ったとしているが、その父は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、その父が経営していた個人商店が昭和 55 年 8 月に厚生年金保険の適用を受けたときの記号番号が付番されたものであり、申立人は今までに交付された年金手帳は 1 冊だけだとしていることから、申立人は国民年金に加入していなかったと推認される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人はその妹の国民年金保険料は納付されていると申述しているが、その妹の保険料は厚生年金保険期間を除き未納となっている。

加えて、申立期間は、196 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間、50年4月から同年6月までの期間、51年4月から同年6月までの期間及び同年10月から52年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで
③ 昭和51年4月から同年6月まで
④ 昭和51年10月から52年5月まで

私は、20歳になった昭和46年*月にA町（現在は、B市）で国民年金に加入した。47年4月頃にC区に転居した時には住所変更手続きをして、新たに国民年金手帳を受け取ったことを覚えており、D区に転居した時にも住所変更手続きをした。保険料は区役所から送られてきた納付書で納め、保険料領収証書をずっと保管していたが、3冊か4冊所持していた年金手帳と一緒に紛失してしまい、現在は数枚しか残っていないが保険料は納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月にA町で国民年金に加入し、その後は転居するたびに住所変更手続きを行い、納付書により保険料を納付し続けたとしているが、48年1月から52年5月までの4年余りの間の国民年金強制加入被保険者期間の中に未納期間が4回あり、行政機関が続けて記録管理を誤ることは考え難い上、53年9月以降にも未納期間が数多く見受けられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から59年3月まで

申立期間については、私が会社を退職した後は実父が国民年金の加入手続をして保険料を納付し、昭和50年頃に結婚した後は義父が納付してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社を退職した後はその父が申立人の国民年金の加入手続をして保険料を納付し、昭和50年頃に結婚した後は義父が納付してくれたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父及び結婚後の保険料を納付したとするその義父は共に他界しており証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和59年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年1月から57年9月までは時効により保険料を納付することができない期間であり、同年10月から59年3月までの期間は遡って納付する期間となるが、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は135か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は

無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月10日から同年4月16日まで
厚生年金保険の記録では、A区B地にあった株式会社Cでの被保険者期間が昭和43年4月16日からとなっているが、同社がD工場を新設するというので同年1月10日に入社した。
入社後、D工場で勤務するまで本社にいたが、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cにおける複数の元同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同日の昭和43年4月16日である元同僚3人の採用年月日を調査したところ、全員が厚生年金保険の資格取得日以前に採用されており、異なった複数の日付が確認できる。

このことから、当該事業所では、申立人の申立期間当時、一定期間内に採用した4人を昭和43年4月16日にまとめて厚生年金保険に加入させたと認められる。

また、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて、前記元同僚の一人は、「E地の本社に入社したが、厚生年金保険には入社2か月後くらいして、D工場で仕事をするようになってから加入をした。」と供述しており、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日より後であったとしている。

さらに、事業主による厚生年金保険料の控除について、事業主の妻は「申立期間当時に代表取締役だった夫は、既に亡くなっており、厚生年金

保険のことについては分からない。」と供述しているところ、前述の元同僚は、「F問題で、工場がG市に移転してから厚生年金保険に加入したが、加入する前には、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否か記憶に無い。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人も、事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について明確な記憶が無い上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月16日から51年1月1日まで
② 昭和51年2月1日から同年7月18日まで
③ 昭和51年7月18日から同年8月1日まで
④ 昭和51年8月1日から同年11月1日まで
⑤ 昭和51年11月1日から52年3月1日まで

昭和45年3月から平成23年3月までの間で、失業していた期間は、昭和51年1月及び52年3月から同年5月までの通算4か月程度である。したがって、株式会社Aには45年3月から50年12月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は、50年12月16日までとなっており、申立期間①の1か月が抜けている。B株式会社には、51年2月から同年7月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は、同年7月18日までとなっており、申立期間③の1か月が抜けている。B株式会社には、在職中に、知人のC氏から話があり、条件が良いのでD株式会社に失業期間無しで転職したので、同社での資格取得日は51年8月1日のはずであるが同年11月1日取得となっており、申立期間④の厚生年金保険の記録が無い。D株式会社をE、F、Gと私の4人で52年2月28日に退職した。

また、申立期間②のB株式会社での標準報酬月額は12万6,000円となっているが、1か月の給料収入が15万から16万円であったと思う。申立期間⑤のD株式会社での1か月の給料は、B株式会社の給料より高

いはずだが、標準報酬月額が 11 万 8,000 円とかなり低くなっている。
申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、株式会社Aにおいて、申立人と同じHの営業をしていたと供述している複数の元同僚が、「申立人と一緒に勤務していたことは覚えているが、期間は覚えていない。」と供述しており、申立人の昭和50年12月末までの勤務が確認できない。

また、株式会社Aにおける申立人の雇用保険の被保険者記録によると、離職日が昭和50年12月15日と記録されて離職票が交付されていることが確認でき、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に合致しているとともに、複数の元同僚が、「自分の事業所の退職日と厚生年金保険の資格喪失日に違いは無い。」と供述している。

さらに、株式会社Aが加入しているI基金から提出された申立人の加入員記録原簿によると、申立人の基金脱退日が昭和50年12月16日であることが確認でき、同基金では、「昭和50年当時は、資格喪失等の届出書の様式は7枚綴りで、会社が届出一式を健康保険組合に提出し、健康保険組合で基金分と社会保険事務所（当時）分に分けて、それぞれに届出書を転送していた。」と回答しているとともに、事業所別被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人の資格喪失日の欄に「50.12.16」の記載が確認でき、申立人の基金の脱退日と一致している。

加えて、株式会社Aの事業主は、「申立人の勤務期間、申立てに係る届出の内容、申立期間の保険料控除については、全て不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

- 2 申立期間③について、B株式会社の複数の元同僚が、「申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、期間は覚えていない。」と供述しており、申立人の昭和51年7月末までの勤務が確認できない。

また、B株式会社における申立人の雇用保険の被保険者記録によると、離職日が昭和51年7月17日と記録されて離職票が交付されていることが確認でき、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に合致しているとともに、複数の元同僚が、「自分の事業所の退職日と厚生年金保険の資格喪失日に違いは無い。」と供述している。

さらに、当時、経理事務担当だった元同僚は、「当時、会社の社会保険の事務処理について、特に何も問題は無かった。」と回答しており、同社に係る事業所別被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人の資格喪

失日の欄に「51.07.18」の記載が確認できる。

加えて、B株式会社は、平成19年に既に倒産しており、申立人の勤務期間、申立てに係る届出の内容、申立期間の保険料控除等については照会できなかった。

- 3 申立期間④について、D株式会社の複数の元同僚は、「申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、期間は覚えていない。」と供述しており、「会社の社会保険の加入の取扱いについては、覚えておらず不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、D株式会社の元事業主は、「会社は、昭和 57 年 9 月に経営不振により廃業し、何度か転居を繰り返し、会社の重要な書類等は紛失したので、届出の内容等については不明である。」と回答し、申立人について、「申立人を良く覚えている。当時、採用した社員は、当初3か月間は試用期間として臨時雇用としており、社会保険には加入させていなかった。申立人は、これに該当している。当然、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）によると、申立人の資格取得日の欄に「51.11.01」の記載が確認できる。

なお、申立人のD株式会社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できなかった。

- 4 このほか、申立期間①、③及び④について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間②について、申立人は、B株式会社における厚生年金保険の資格取得時の昭和 51 年 2 月 1 日から資格喪失時の同年 7 月 18 日までの期間に係る標準報酬月額の変動を申し立てている。

しかしながら、複数の元同僚が「自分の事業所での標準報酬月額の記録は、事実と相違していないと思う。」と回答している上、当時、経理事務担当であった元同僚も、当時の会社の社会保険の事務処理について、特に何も問題はなかった旨を供述している。

また、B株式会社において、申立期間の前後に被保険者資格を取得し

た元同僚 14 人について、資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、事業主が、申立人の標準報酬月額を同僚の取扱いと異なり低額としていたとは考え難い。

さらに、B株式会社は、既に倒産しており、事業主の所在が不明のため照会することができない上、申立期間②に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人が主張するオンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは確認できない。

- 6 申立期間⑤について、申立人は、D株式会社における厚生年金保険の資格取得時の昭和 51 年 11 月 1 日から資格喪失時の 52 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立人のD株式会社における資格取得時の標準報酬月額は、申立人が同社を一緒に退職したと供述している元同僚二人の昭和 51 年 8 月 1 日付けの随時改定による標準報酬月額と同額であることが確認でき、事業主が申立人の標準報酬月額を同僚の取扱いと異なり低額にしていたとは考え難い。

また、複数の元同僚が「自分の事業所での標準報酬月額の記録は、事実と相違していないと思う。」と回答している。

さらに、D株式会社の元事業主は、昭和 57 年 9 月に廃業して資料が無くなっているため、標準報酬月額の届出の内容や保険料控除については全く不明である旨を回答しており、申立期間⑤に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人が主張するオンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは確認できない。

- 7 このほか、申立期間②及び⑤について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 3 月 21 日まで

A 株式会社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は 11 万円と記録されているが、給料は毎年引き上げられていたと記憶しているので、当時の給与額は 11 万 8,000 円だったと思う。

また、株式会社 B に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は 8 万 6,000 円と記録されているが、途中で給料が引き下げられたことは無かったと記憶しているので、当時の給与額は 9 万 2,000 円だったと思う。両申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 株式会社における標準報酬月額の記録が、昭和 50 年 8 月 1 日の随時改定時も、1 年後の 51 年 8 月 1 日の随時改定時も同じ 11 万円となっているが、給与明細書等はないものの、勤務地、仕事内容に変更は無く、給与は毎年昇給している時期であったので 11 万 8,000 円であったはずであるとしている。

しかしながら、A 株式会社が保管する従業員の入社時に作成し標準報酬月額の改定等を記録している台帳である「健・年・失・保険被保険者原簿」に、申立人の昭和 50 年 8 月の報酬月額が 10 万 8,643 円、標準報酬月額が 11 万円、51 年 10 月の報酬月額が 11 万 3,361 円、標準報酬月額が 11 万円と記載されていることが確認できる。

また、事業所は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除等については、当時の資料が無いため不明であるが、保管されていた資料によれば、国

側の記録どおりの届出を行っていたと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時の同僚の標準報酬月額についてオンライン記録で確認したところ、昭和 50 年 8 月の標準報酬月額の記録と、51 年 8 月の標準報酬月額の記録とが同一である者は多数確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、株式会社 B に係る標準報酬月額の記録は、昭和 53 年 6 月 1 日の資格取得時に 9 万 2,000 円であったのに、その 4 か月後の 53 年 10 月 1 日の定時決定では 8 万 6,000 円となっているが、途中で給料が引き下げられたことは無かったので 9 万 2,000 円であったはずであるとしている。

しかしながら、株式会社 B は、申立期間②に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間②の報酬月額及び保険料控除について確認することができないとしている。

また、申立期間②における株式会社 B の社会保険事務担当は、「入社後すぐに資格取得届を行っていたため、標準報酬月額については同職種の被保険者の標準報酬月額を参考に届け出ており、実際の給与額に基づいて低い額に変更になることもあった。」と供述しており、申立期間②頃に資格取得した同僚のオンライン記録から、資格取得時よりもその後の標準報酬月額の方が低くなっている者が申立人のほかに二人確認できる。

さらに、申立期間②における標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低い記録となっている期間のある同僚も多数確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 2 月までの標準報酬月額が給与の額に見合っていない。
当時の給料明細書を提出するが、昭和 44 年 10 月と同年 11 月の給料は同年 9 月以前と同じであり、同年 12 月から 45 年 2 月までは増えている。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち昭和 44 年 12 月から 45 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、申立人が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（3 万 6,000 円）を超える報酬月額（4 万円）の支払を受けていることが確認できるものの、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額（1,116 円）に見合う標準報酬月額（3 万 6,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月及び同年 11 月に係る標準報酬

月額については、同給与明細書から確認できる申立人の報酬月額（10月については3万3,000円、11月については3万2,000円）に基づく標準報酬月額（3万3,000円）は、オンライン記録により確認できる申立人の申立期間の標準報酬月額（3万6,000円）よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間の標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月10日から42年2月1日まで
平成22年9月頃、日本年金機構から脱退手当金の受給の有無についてのはがきが届いた。受け取った覚えが無いので申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿の備考欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年7月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所に係る事業所別被保険者名簿で、昭和29年4月1日から31年12月26日までに資格を取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である42年2月1日の前後2年以内に資格を喪失した脱退手当金の受給資格のある6人について支給記録を調査したところ、5人に脱退手当金の支給記録があり、うち4人が6か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月20日から31年10月31日まで
平成20年頃に社会保険事務所(当時)に相談に行ったところ、昭和28年6月20日から31年10月31日まで勤務したA所の被保険者期間が、脱退手当金を受給したことになることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA所に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A所に申立期間当時に勤務し、申立人とほぼ同時期に資格を喪失し脱退手当金が支給された記録となっている女性の同僚の旧台帳にも、同資格喪失日から約1か月後に脱退手当金を支給したことが記載されており、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月頃から 56 年 2 月中旬頃まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

昭和 55 年 8 月頃から 56 年 2 月中旬頃まで A 区にあった B（後に、株式会社 C）に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたのに、年金事務所にはその記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

また、株式会社 D に勤務していた期間（雇用保険の記録によれば、平成 4 年 4 月 1 日からは株式会社 E に勤務。）のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月までの標準報酬月額がそれ以前の期間と比べて低額になっており、納得できない。当時の標準報酬月額は 19 万円か 20 万円であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時の B についての詳細を記憶しており、その供述は複数の同僚及び関係者の供述とも一致している上、当時同社の会計事務を担当していた者にも申立人の名前に記憶があることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人の B に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、前職の株式会社 F を昭和 55 年 4 月 2 日に離職後、申立期間①の一部においても失業の認定を受け、同年 4 月 16 日から同年 10 月 12 日までの分について、基本手当（雇用保険の一般被保険者に対する求職者給付）を

受給していることが確認できる。

また、当時会計事務を担当していた者は、「当時は社会保険に加入させない試用期間等を設けていたが、その期間に保険料は控除していなかった。」と供述している上、複数の同僚の供述及び被保険者記録を確認してみても、申立事業所において厚生年金保険に加入していない試用期間があったことがうかがえる。

さらに、Bに係る事業所別被保険者名簿によれば、申立期間①に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は既に適用事業所ではないことから、事業所照会を行うことが不可能であり、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和62年10月から63年9月までの標準報酬月額がそれ以前と比べて下がっているということは、62年5月から同年7月までの給与額が下がっていたということになるが、当時は経営も安定しており、そのような事情は何も無かったことから、不自然であると申し立てている。

しかし、オンライン記録では、昭和62年10月1日の定時決定は同年8月29日に処理されていることが確認でき、遡って訂正が行われた形跡も無い。

また、G基金が提出した厚生年金基金加入員台帳においても、標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、当時、給与計算・社会保険事務を担当していた同僚は、「定期昇給はあったが数千円程度なので、残業代等の増減により、標準報酬月額が下がることもある。」旨の供述をしている上、複数の同僚から当時の給与明細書の提出があったが、控除されている保険料額は、それぞれのオンライン記録とおおむね一致しており、不自然な点は無い。

加えて、当該事業所は既に適用事業所ではない上、事業主からも申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②に係る申立ての事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人の給与から年金事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然であり、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案6064（事案782及び2092の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月1日から36年5月8日まで
② 昭和37年3月1日から41年4月1日まで

年金事務所の記録では昭和41年9月5日に脱退手当金を受給したことになっているが、その記憶は無く、被保険者期間の一部が請求されていないのも不自然である。既に記録訂正は認められないとの結論が第三者委員会から出されたが、今回は新たに当時の家計簿を提出するので、再度調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の昭和37年3月1日から41年4月1日までの被保険者記録を管理していた厚生年金保険被保険者記号番号（以下「記号番号」という。）は、脱退手当金が同年9月5日に支給決定される直前の同年6月30日に、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった株式会社Aで資格を取得した際に払い出された記号番号に統合（重複取消処理）されていることが確認でき、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然であるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月23日付け及び同年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として、昭和41年5月1日から42年5月28日までの家計簿を提出しているところ、確かに退職金などの臨時的な収入が一部メモ書きされているものの、脱退

手当金を受給している旨の記載は見当たらない。

しかしながら、申立人が保管していた領収証書により、昭和42年3月17日に、40年1月から41年3月までの国民年金保険料を一括で納付していることが確認できるところ、上記家計簿においては、同日にその納付記録やメモ書きは確認できず、家計の全てが記載されているものとはいえないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、B株式会社（当時は、C株式会社）は、脱退手当金について、「代理請求は行っていないが、退職者に対して脱退手当金に関する説明は行っており、所属部店の担当より、本人に脱退手当金を選択するかどうか確認した上で退職手続を行っていた。」と回答している上、複数の同僚は、自ら手続を行って脱退手当金を受給した旨の供述をしている。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和37年12月1日に資格を取得している者1,130人のうち、41年6月30日に重複取消処理がなされているのは、申立人一人だけであることを踏まえると、脱退手当金の請求以外の目的では、申立人の記号番号の重複取消処理を行う理由も見当たらず、このほか、申立内容等において当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 17 日から 37 年 4 月 6 日まで
私は、絵が好きだったので、Aに入社した。その後、洋裁の勉強を始め、夜間の学校に働きながら通っていたが、講師の資格を取るために、昼間の学校に通う必要があり退社した。年金を受給する歳になり確認すると、Aの記録が脱退手当金として処理されていると聞いた。私は、脱退手当金という制度自体知らず、請求した覚えも無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Aから名称変更したB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の資格喪失時の記録が残されており、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和37年6月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
日本年金機構より、申立期間が脱退手当金を受け取っているという旨のはがきが送られてきたが、私は受け取った記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示の日付印が押され、日付は「35.5.4」と記載されており、申立期間の脱退手当金が昭和 35 年 5 月 24 日に支給決定日されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて脱退手当金支給の確認印が押されたと考えるのが自然であり、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時は通算年金通則法施行前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、その後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月7日から38年1月4日まで
② 昭和38年1月4日から40年1月31日まで

オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、脱退手当金の制度があることも知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無い。私は、申立期間に脱退手当金を受給していないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和41年2月14日に申立期間①の厚生年金保険被保険者記号番号に重複整理の手続がとられたことが、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年1月28日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 2 日から 38 年 11 月 1 日まで
オンライン記録では、申立期間が脱退手当金を受給している記録になっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無い。私は、申立期間に脱退手当金を受給していないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金支給額は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額を基に計算したところ、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月27日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所になった昭和32年7月2日から40年4月までの期間に、同社の厚生年金保険被保険者の記録がある女性は8人で、この8人全員が脱退手当金の受給資格があるが、この8人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に脱退手当金の支給記録があり、その6人全員が約4か月以内に支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給記録があり、連絡が取れた元同僚は、「A株式会社を退職する時、会社の社長から脱退手当金を受給するか否かの話があり、私は脱退手当金をもらうことをお願いした。脱退手当金の手続は会社がしてくれて、退職時に脱退手当金を現金でいただいた。」と、上記の事業主による代理請求を裏付ける回答している。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 21 日から 43 年 1 月 21 日まで
② 昭和 43 年 1 月 21 日から 44 年 2 月 20 日まで
日本年金機構から届いた通知を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、当時は脱退手当金の制度があったことは知らなかったし、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無いので、脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最後の事業所である A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 4 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から35年7月26日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給したことになる。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、事業所から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受け取っていないと主張しているが、申立人の申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失後、国民年金の被保険者となるべき期間があったにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間前後の被保険者期間は別の番号となっている。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金加入履歴によると、A（現在は、B）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和 49 年 3 月 31 日となっているが、49 年 3 月 30 日は土曜日であり、翌 31 日は日曜日であったと記憶している。
よって、昭和 49 年 3 月 31 日までが同社における在籍期間であり、厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 4 月 1 日となるはずである。
第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人の離職年月日は昭和 49 年 3 月 30 日であることが確認できる上、D会の回答により、申立人の厚生年金基金の資格喪失日は、株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同じ 49 年 3 月 31 日であることが確認できる。

また、事業主は申立人に係る関連資料を保存していないとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料控除等について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月16日から同年5月16日まで
国（厚生労働省）の記録によれば、A株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和36年5月16日となっているが、実際は同社に36年3月16日に入社したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間が欠落していると思われる。

第三者委員会で調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA株式会社B工場に同期に入社したとする同僚4人について、厚生年金保険被保険者資格取得日を調査したところ、当該4人全員について、申立人と同じ昭和36年5月16日に同資格を取得していることが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる。

また、同名簿からは、申立期間に厚生年金保険を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号が欠落した形跡も無い。

なお、前述の同僚に照会したところ、そのうちの二人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態について具体的に記憶している同僚はいなかったほか、事業主は申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 11 日から 59 年 6 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録が昭和 59 年 6 月及び同年 7 月の 2 か月分しか無かったが、自分はそれよりも長い期間、同社に勤務していた。当時、給与から控除した保険料を社会保険事務所（当時）に納付していないという話を経理担当者から聞いたことがある。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたと主張しているが、同社の元事業主から提出された昭和 58 年 12 月時点の申立人の履歴書には、申立人が申立期間のうち、58 年 2 月から同年 12 月までの期間に同社に勤務していたことをうかがわせる記載は無いほか、申立人の同社における給与所得に対する源泉徴収簿は、昭和 59 年分のほかには確認できないなど、申立人が 58 年 12 月より前に同社に勤務していたことを確認できる資料は無い。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 5 月までの期間については、前述の履歴書等より、申立人が当該期間において株式会社Aに勤務していたことがうかがえるものの、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、元事業主は、「試用期間中は社会保険には加入させておらず、申立人の給与から控除したのは昭和 59 年 6 月分及び同年 7 月分の保険料のみである。」と回答しているところ、元事業主から提出された申立人に係る「昭和 59 年給与所得に対する源泉徴収簿」によると、同年 6 月分及び同年 7 月分の給与からは社会保険料が控除されているが、同年 1 月分が

ら同年5月分までの給与からは社会保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある元同僚は、申立人のことを記憶しておらず、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から31年8月1日まで
日本年金機構より、A株式会社に勤務していた間の厚生年金保険が脱退手当金を受給した記録となっている旨のはがきが届いた。私はそのようなものを請求していないので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には「脱手」、備考欄には「法第69条」の表示があるが、これは厚生年金保険法第69条の規定による脱退手当金の支給要件を満たしていることを確認した上で脱退手当金の支給決定を行っていることを示している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りが見られないことから、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は通算年金通則法施行前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、A株式会社退職後に厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年7月1日まで
A市にあった株式会社B（後に、C株式会社）に昭和18年4月1日から20年7月1日まで27か月間勤務していたが、その全ての期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。間違いなく同社に勤務していたので、当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、一緒に株式会社Bに勤務し、名前を挙げた同僚について、同事業所において、申立期間中に厚生年金保険被保険者記録がある別の同僚が、当該同僚と勤務した記憶があると供述していること、当該同僚には同事業所において申立期間を含む厚生年金保険の被保険者記録が確認できたこと、それ以外の同僚からも、申立人が勤務していたとの供述が得られたことから、申立人が同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、株式会社Bは既に廃業している上、当時の事業所を継承したC株式会社は既に清算手続中であり、申立期間当時の人事記録は保存していないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、当該同僚の中の一人は既に死亡しており、当時の事業主も不明である上、同僚も申立人とは異なる部署にあり、同僚からも申立人に係る保険料控除についての供述が得られない。

さらに、申立期間に事業主により申立人の給与から厚生年金保険料の控除がされていたことを示す給与明細書等の関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 30 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 37 年 6 月 25 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 15 日から 39 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 21 日まで

A株式会社を退職した後に、脱退手当金を受け取っているという記録となっていることを聞いて大変驚いている。私はそのようなものを受け取っていないので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載がされているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかぬほか、昭和 55 年まで国民年金被保険者資格を取得していない申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は当時、通算年金制度について知らなかったと供述しており、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 5 月 5 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 27 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 9 月 20 日まで

私の年金記録を調べてもらったところ、申立期間①と②の間に勤めていた事業所の分と申立期間は、あわせて脱退手当金が支給済みであるとのことだった。

私は申立期間①と②の間に勤めていた事業所では、同期入社と同僚が脱退手当金をもらって退職したので、私も脱退手当金の請求手続を会社の係の人にお願ひし受給した記憶があるが、申立期間については手続をした覚えは無い。

記録には誤りがあると考えられるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間①と②の間に勤務した事業所において、脱退手当金を受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、厚生労働省の記録上、申立人が受給を認めている期間と申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然な点は無い。

また、申立人は、申立期間①と②の間に勤務した事業所において、脱退手当金を退職時又は最終給与支給時に受領したとしているところ、当該事業所は、脱退手当金の代理受領は行っていなかったとしている上、申立期間③の申立人に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されている。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給し

ていないことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月26日から同年3月1日まで
② 平成7年3月21日から同年4月1日まで

国側（厚生労働省）の記録によると、株式会社Aと株式会社Bの申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。

申立期間①については、平成3年2月分の給料から厚生年金保険料として3万1,900円を差し引かれており、申立期間②については、平成7年3月分の給料から厚生年金保険料として2万7,550円を差し引かれているので両申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人保管の株式会社Aが発行したとする給料支払明細書によれば、平成3年1月分及び同年2月分として支払われた給与からそれぞれ厚生年金保険料3万1,900円が控除されており、事業主は、「申立人保管の給料支払明細書は弊社が現在使用している明細書と同型のものである。」としている。

しかしながら、雇用保険被保険者総合照会によると、申立人の株式会社Aにおける資格取得日は、平成3年1月1日、離職日は同年2月25日となっており、申立人が申立期間に在職していたことを供述できる同僚はいないこと、及び事業所保管の申立人の「平成3年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」では給料は同年1月25日と同年2月25日に支払われ、その後は支払われておらず、赤ボールペンで「平成3年2月25日付退職」の記載があることから、申立人の当該事業所における退職日は同年2月25日であったと認められる。

また、事業主は、「当時の賃金締切日は毎月25日、支払日は当月25日。

現在は社会保険料の控除は当月分を翌月控除している。」としており、申立期間当時の社会保険料の控除時期は不明だが、平成3年1月分と同年2月分の給料明細書のどちらにも控除の記載があることから、同年2月分の同明細書では、同年1月分社会保険料を控除していたものと認められる。

申立期間②について、申立人保管の株式会社Bが発行した平成7年3月分の給与明細書では厚生年金保険料2万7,550円が控除されている。

しかしながら、雇用保険被保険者総合照会によると、申立人の株式会社Bにおける資格取得日は平成6年8月16日、離職日は7年3月20日となっており、喪失処理は同月24日、離職票交付済みとなっている上、申立期間に申立人が在籍していたことを供述できる同僚もいないことから、申立人の当該事業所における退職日は同年3月20日であったと認められる。

また、事業所は「賃金締切日は毎月20日、支払日は当月末日。保険料の控除は当月分を翌月控除している。」としていることから、事業所は平成7年3月分給与から同年2月分社会保険料を控除していたものと判断できる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法14条においては、資格喪失の時期は「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立期間①に係る申立人の資格喪失日は、平成3年2月26日であり、申立人の主張する同年2月は、仮に事業主により同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、同様に申立期間②に係る申立人の資格喪失日については、平成7年3月21日であり、同年3月は厚生年金保険の被保険者期間ではない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
国（厚生労働省）からのはがきの記録では、A所に勤務していた申立期間が脱退手当金支給済期間となっているが、当時は両親と一緒に住んでおり、同所へ通勤していた。私は脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 38 年 7 月 1 日）から約 1 か月半後の昭和 38 年 8 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間にA所に勤務していた複数の同僚は、脱退手当金を受給した記憶があり、このうち一人は、「同所による代理請求があった。」と文書回答していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 5 日から 47 年 1 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、有限会社Aに勤務した期間が空白になっていることが分かった。同社は、以前に勤務していたB株式会社の下請会社であった。その後独立して事業を始めてからは国民年金の保険料を納めている。有限会社Aでは給与から厚生年金保険料を差し引かれていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に有限会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、当該事業所は、昭和 48 年 4 月 1 日付けで健康保険厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、有限会社Aは平成 5 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料が保管されていない上、事業主は既に他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、有限会社Aが厚生年金保険の新規適用事業所となった際に被保険者記録と住所が確認できる 14 人に照会し、7人から回答があったが、申立人を記憶している者はいないため申立ての事実についての供述が得られない。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
有限会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの間の標準報酬月額が大幅に減額されている。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録の標準報酬月額が、昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定では 44 万円であるにもかかわらず、その 6 か月後の 63 年 4 月 1 日の随時改定では 30 万円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、当時、事業所が経営不振に陥ったことも無いとして主張している。

しかし、当該事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務しており、申立人より入社時期が早い二人の元同僚(女性)の標準報酬月額は、オンライン記録によると、昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定が 41 万円であるにもかかわらず、6 か月後の 63 年 4 月 1 日の随時改定では、申立人と同様に 30 万円に減額されている。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立人及び元同僚の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間におけるその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 9 月 30 日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より少ない。当該期間の基本給は 16 万 3,000 円から 16 万 8,000 円あり、さらに諸手当が付いていた。毎年基本給は上がっており、加入時の 16 万円より低いはずはないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年賃金は上がっていたので、厚生年金保険加入時より低いことはないと主張しているが、申立人の雇用形態はB（契約社員の下の処遇）であり、時間給制であるところ、申立人と同じ職場のC（契約社員）の申立期間当時の本給（時間給制）が、同人の保有する給与明細書により毎月変動していることが確認できるとともに、オンライン記録により平成 6 年及び 7 年の定時決定において、標準報酬月額が減額となっていることが確認できる。

また、申立期間における申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額は、D会が保有するE基金の申立人に係る中途脱退記録の標準報酬月額と全て一致している。

さらに、株式会社Fは会社更生法手続終了後、G株式会社に合併しており、担当部署（H株式会社）では、当時の書類が無いので申立人に係る保険料控除額等は不明と回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた当時の上司（職場チーフ）、同僚（契約社員）及び雇用形態がパートであった同僚計 3 人に照会し、回答を得たが、

申立内容を確認できる事情等は見当たらない。

このほか、申立人のオンライン記録に遡って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も見受けられないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6090 (事案 532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から29年8月1日まで
申立期間当時、Aの裏に住み、B地にあったC本社まで通っていた。
給与は食事付きで6,000円から7,000円であり、諸手当も付いていたように記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。
今回、新たな資料等はないが、前回の判断について納得できないので再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことについて確認できる関連資料及び供述を得ることができず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月16日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したが、同台帳により申立人の申立事業所に係る記録は確認できない。

また、適用事業所名簿により、申立期間において申立事業所と類似名称の事業所(有限会社D)がE区F地において確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立事業所の事業主の前職について、株式会社G及びH株式会社に勤務していたと供述しているところ、株式会社Gが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年6月1日であり、申立期間前における事業主の記録を確認できない上、H株式会社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿には、新規適用時から申立期間前までにおいて事業主の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いため、事業主の厚生年金保険に係る記録を確認することはできない。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6091 (事案 4077 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 1 月 16 日まで
② 昭和 38 年 6 月 2 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 25 日から 40 年 9 月 26 日まで

昭和35年6月1日から40年9月25日まで有限会社A（現在は、株式会社B）に継続勤務したが、申立期間に係る被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されており、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

今回、新たな資料等はないが、前回の判断について納得できないので再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立事業所である有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であること、申立期間②及び③については、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に係る申立人の記録を確認できず、ほかの同僚からも申立人の保険料の控除についての具体的な供述が得られないことなどから、当委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料は無いものの、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張するが、新たにこれを確認する資料及び同僚による具体的供述は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年10月3日まで
② 昭和44年4月1日から45年3月1日まで

昭和41年4月1日に株式会社Aに入社し、関係会社の株式会社Bへ42年1月に転勤し51年9月1日まで継続勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録によると、41年4月1日から同年10月3日までの期間及び44年4月1日から45年3月1日までの期間の被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の一人は「昭和41年4月1日に申立人と一緒に株式会社Aに入社した。」と供述しているが、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和41年10月3日であり、申立人の資格取得日と同じであることが確認できる。

また、株式会社Aは平成5年6月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において被保険者であることが確認できる者10人のうち2人から回答を得たが、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られなかった。

加えて、申立期間①に係る雇用保険の記録が無い上、申立人が申立期

間①において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は株式会社Bに勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、適用事業所名簿により、株式会社Bは、昭和45年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社Bは既に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者となったことが確認できる6人の同僚のうち2人から回答を得たが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない上、当該同僚のうちの4人のオンライン記録は、昭和44年4月1日に株式会社Aにおいて資格を喪失し、45年3月1日に株式会社Bにおいて資格を取得しており、申立人の被保険者記録と同じであることが確認できる。

加えて、申立期間②に係る雇用保険の記録が無い上、申立人が申立期間②において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 2 日から平成元年 2 月 1 日まで
昭和 62 年 11 月 2 日から平成元年 7 月 15 日まで、A株式会社で営業職として、平成元年 3 月までは本社で、その後はB所所長として勤務した。しかし、年金記録は昭和 62 年 11 月 2 日から平成元年 2 月 1 日までが未加入になっている。申立期間は勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る雇用保険の記録は、資格取得日が昭和 62 年 11 月 2 日、離職日が平成元年 7 月 15 日であることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A株式会社に被保険者記録のある同僚 20 人に照会して回答のあった 8 人のうち 4 人は、入社後 3 か月から 3 年間試用期間がありその期間は社会保険に加入できなかったと供述しているところ、このうちの 1 人は、「自分は入社から約 2 年間社会保険に加入できなかった。入社から社会保険に加入するまでの期間はかなり個人差があった。」と、また、ほかの 1 人も、「2 回、同社に勤務しているが、最初の約 3 年間勤務した時は社会保険加入をお願いしたが加入させてもらえなかった。2 年後、再就職を依頼されたときは社会保険加入を条件にして再入社したので入社と同時に加入できた。」と供述している上、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格取得日は平成元年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、回答のあった 8 人のうち、申立人がA株式会社に勤務していたと回答した者 4 人の全てが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から

控除されていたかについては分からないと回答している。

さらに、A株式会社は、「当時の記録は残っておらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪、保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している上、当時、同社で社会保険事務を担当していた経理部長は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 53 年 12 月 26 日まで
知人の紹介でAに就職し、昭和 40 年 3 月 29 日で退職した。その後、再度Aに 44 年 6 月 9 日に就職し、自分の記憶では、作業時間、作業内容等及び支払われた給与も変わらずに、53 年 12 月 25 日まで勤務していたが、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格喪失日が 48 年 8 月 1 日と記録されていた。調査して厚生年金保険被保険者の期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかしながら、元事業主は、「会社の敷地内で個人的に仕事をしていた。申立人は私と同時期（昭和 48 年 8 月 1 日）に社会保険の資格を喪失した。」と供述している。

また、Aに係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時の被保険者であることが確認できる 8 人に同僚照会し、回答した全員が申立人の申立内容について「不明」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、申立人のAにおける雇用保険の被保険者記録は無い上、同社が加入していたB組合における申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、適用事業所名簿の記録によると、Aは昭和 50 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の一部期間については適用事業所ではない期間となる上、同社に係る事業所別被保険者名簿

によると、申立人の資格喪失日の欄に「48.8.1」の記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 17 日から 59 年 10 月 1 日まで

A株式会社に係る標準報酬月額の記録が、昭和 54 年 4 月は 32 万円であったのが、出向したB株式会社において 54 年 5 月から同年 7 月までの期間が 20 万円、同年 8 月から 55 年 7 月までの期間が 24 万円、同年 8 月から 56 年 6 月までの期間が 28 万円となっているが、出向先においても給料の減額は無く、厚生年金保険料についても 32 万円に対応した保険料が控除されていたと思う。54 年 5 月から 56 年 6 月までの標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正してほしい。

また、A株式会社C所に復帰してからの標準報酬月額の記録が、昭和 56 年 7 月から 57 年 9 月までが 30 万円、同年 10 月から 58 年 9 月までが 32 万円、同年 10 月から 59 年 9 月までが 34 万円となっているが、当時の給与は 38 万円ぐらいであった。標準報酬月額の記録を当時の給与に合わせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社（C所）における標準報酬月額は、昭和 54 年 4 月は 32 万円であり、出向先のB株式会社（D県E市、厚生年金保険はA株式会社F本社において資格取得）では、同年 5 月から同年 7 月までの期間は 20 万円、同年 8 月から 55 年 7 月までの期間は 24 万円、同年 8 月から 56 年 6 月までの期間は 28 万円であることが確認できる。また、同社C所に復帰してからの標準報酬月額は、56 年 7 月から 57 年 9 月までの期間が 30 万円、同年 10 月から 58 年 9 月までの期間が 32 万円、同年 10 月から 59 年 9 月までの期間が 34 万円とされている。

申立人は、出向先のB株式会社において標準報酬月額が減額していること及び復帰後のA株式会社（C所）における標準報酬月額の記録について訂正を申し立てているところ、申立期間当時、B株式会社の元代表は、「申立人の標準報酬月額が、B株式会社において減額していることは考えられない。」と供述している。

しかしながら、A株式会社は、申立人の申立期間のうち昭和54年5月から56年6月までの期間（B株式会社に出向していた期間）に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）に届け出た書類及び給与明細が保管されていないため、申立期間の標準報酬月額が決定された経緯については不明と回答している上、G基金が管理する加入員台帳によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同基金の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同様にB株式会社に出向した元同僚は、「私が出向した当時、給与を出向先のB株式会社が支払うのか、出向元のA株式会社が支払うのか、意見の食い違いがあった。出向規定を見直している時期であった。」と供述している上、申立人より前の時期にB株式会社に出向していた総務担当者は、「出向した社員の給与については、出向元のA株式会社からの給与と出向先のB株式会社からの給与が分けて支払われていたと思う。標準報酬月額の記録が減額しているのは、いずれかの給与の分が欠落していることも考えられる。」と供述している。

さらに、申立期間当時、B株式会社に出向した複数の元同僚に係る標準報酬月額の記録についても、申立人と同様に減額していることが確認でき、申立人のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない上、元同僚からは、標準報酬月額が減額されている期間の保険料控除額が確認できる給与明細書の提出は無く、給与から控除された厚生年金保険料額については不明である。

加えて、申立期間当時、A株式会社F本社において社会保険関係事務を担当していた元同僚は、「30年以上前のことであり、申立人の標準報酬月額が、出向先のBにおいて減額された理由については分からない。」と供述している。

一方、申立人の申立期間のうち出向元のA株式会社（C所）に復帰した昭和56年7月から59年9月までの期間については、同社から提出された申立人に係る給与明細書（昭和56年7月分から58年12月分まで）により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額が、給与明細書の支給総額と大きく異なっていることに疑問があり、納得できない。
調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の申立期間に係る A 株式会社の給与明細書により、申立期間の給与支給総額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、上記給与明細書の保険料控除額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、B 基金及び C 組合における申立期間に係る標準報酬月額とも一致している。

また、当該事業所は、海外勤務者の給与について、国内勤務者とは別の計算基準で支給しているが、当時の資料が無いため支給明細等は不明であると回答しているところ、申立人と同様に海外での勤務期間がある複数の同僚は、「海外勤務時の標準報酬月額について、特に問題は無く、会社から当該期間における標準報酬月額について説明があったように思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月頃から 48 年 9 月 1 日まで
ねんきん特別便の記録では、A株式会社での資格取得日が昭和 48 年 9 月 1 日と記録されているが、実際は 47 年 8 月頃から営業職として勤務している。正しい資格取得日の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 47 年 9 月 21 日以降の期間について、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は、既に他界しており、現事業主は、「当時の資料は全て廃棄済なので、社会保険の届出、納付及び適用状況等については不明。」と回答している。

また、申立人は、3人の同僚の姓及び姓の一部を記憶しているものの、氏名が確認できた同僚2人は、既に他界しており、残る1人は事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同姓の記録が見当たらない。

さらに、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者のうち連絡可能な16人に照会し、回答があった7人のうちの事務職の同僚の1人は「自分は、試用期間を含め入社当初から社会保険に加入していた。」と供述しているものの、残りの6人は「当時の社会保険の適用については、不明。」と供述しており、申立人の申立期間における当該事業所の社会保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。